

## 3-1 所得種類別課税状況

## (1) 利子所得等の課税状況

区 分	課 税 分		非 課 税 分	
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	老人等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	その他の非課税分 支 払 金 額
	千円	千円	千円	千円
公 債	1,186,908	178,155	3,455,360	75,872,279
社 債	1,705,571	254,983	282,234	8,749,085
預貯金	郵便貯金	5,336,638,381	797,478,780	1,337,365,186
	銀行預金	119,043,997	17,749,460	13,192,017
	銀行以外の金融機関の預金	41,236,152	6,152,434	10,572,699
勤務先預金	8,829,998	1,333,063	146,769	—
合同運用信託の収益の分配	6,244,946	934,244	1,232,593	6,252,930
公社債投資信託の収益の分配	501,083	75,413	15,102	27,755
<b>小 計</b>	<b>5,515,387,036</b>	<b>824,156,532</b>	<b>1,366,261,960</b>	<b>166,855,318</b>
定期積金の給付補てん金等	9,834,846	1,473,260	—	146,934
匿名組合契約等に基づく収益の分配、生命保険等の差益	77,792	12,509	6,180	—
割引債の償還差益	—	—	—	—
<b>計</b>	<b>※ 5,525,299,674</b>	<b>825,642,301</b>	<b>※ 1,366,268,140</b>	<b>※ 167,002,252</b>

調査対象等：平成13年2月から平成14年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

合 計		
支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	13 年 / 12 年
千円	千円	%
80,514,547	178,155	110.4
10,736,890	254,983	78.5
6,701,128,573	797,478,780	133.0
150,807,937	17,749,460	69.6
82,065,191	6,152,434	67.9
8,976,767	1,333,063	79.6
13,730,469	934,244	63.6
543,940	75,413	97.7
<b>7,048,504,314</b>	<b>824,156,532</b>	<b>129.2</b>
9,981,780	1,473,260	64.5
83,972	12,509	38.4
—	—	—
<b>※ 7,058,570,066</b>	<b>※ 825,642,301</b>	<b>128.9</b>

## (2) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分	官 公 庁			そ
	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	人 員
	人	千円	千円	人
給与所得	※ 1,208,864	※ 5,363,707,607	※ 185,397,891	※ 6,230,698
	—	22,289,673	557,603	—
	—	<b>5,385,997,280</b>	<b>185,955,493</b>	—
退職所得	19,273	308,904,880	7,608,579	184,666
災害減免法により徴収猶予したもの	—	—	—	—

調査対象等：給与等の支払者から平成14年4月30日までに提出された「法定資料合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び用語の説明：1 法定資料とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務づけられている資料をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定資料の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当及び剰余金の分配の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。  
2 徴収猶予とは、通常の法定期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予すること。したがって、一定の期間法定納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。  
(注) この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。

の 他		合 計			
支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	13 年 / 12 年
千円	千円	人	千円	千円	%
※ 20,812,442,007	※ 780,972,141	※ 7,439,562	※ 26,176,149,614	※ 966,370,032	98.9
403,095,357	4,814,425	—	425,385,029	5,372,028	93.5
<b>21,215,537,364</b>	<b>785,786,567</b>	—	<b>26,601,534,643</b>	<b>971,742,060</b>	<b>98.9</b>
875,573,833	10,701,318	※ 203,939	※ 1,184,478,714	18,309,897	106.7
—	—	—	—	—	—

平成13年2月から平成14年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。  
日までに提出することとなっている。法定資料の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当及び剰余金の分配の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。  
延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。